

平成 29 年 5 月 12 日

各 位

公益社団法人北海道観光振興機構
会 長 堰 八 義 博

「北海道観光成長市場開拓促進事業（フィリピン・ベトナム市場）」の委託に係る企画提案の公募について

拝 啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、公益社団法人北海道観光振興機構では、今後伸びが期待されるフィリピンとベトナム市場は富裕層が相当いるものと推察され、訪日観光誘客の可能性が非常に期待できる市場です。

本格的な訪日観光が定着するまでは時間を要するため、継続的に北海道の認知度を上げていく施策が必要と思います。そこで、フィリピン・ベトナムで北海道の知名度向上と、現地の旅行会社に理解を深めていただくため、現地に赴き、旅行会社等を集めセミナーを開催したいと考えます。

つきましては、フィリピン・ベトナムでセミナー・商談会を開催するため企画提案を次のとおり募集しますのでお知らせします。

敬 具

記

1.委託事業名

北海道観光成長市場開拓促進事業（フィリピン・ベトナム市場）

2.業務委託期間

契約締結日 ～ 平成 29 年 9 月 29 日（金）

3.業務委託内容

フィリピン・ベトナムにおけるセミナー・商談会の企画提案・実施

- (1) フィリピン：マニラでセミナー・商談会・セールスコール（3 社以上）の実施
- (2) ベトナム：ホーチミンでセミナー・商談会・セールスコール（3 社以上）の実施
- (3) 上記以外で更なる広告宣伝や誘客に効果が期待できる企画の提案・実施他
- (4) 事業実施内容の効果測定（アンケート等）、報告書の作成

4.事業説明会の実施

事業詳細に関する説明会は開催いたしません。「企画提案指示書」が添付されていますので御確認下さい。ご不明な点ございましたら担当者へご連絡願います。

5.スケジュール（予定）

委託期間 : 契約締結の日～平成29年9月29日
業務スケジュール :
5月12日（金） : 公示・観光機構HPに掲載
5月19日（金） : 企画提案参加表明 締切
6月 2日（金） : 企画書提出 締切
6月上旬 : 企画提案の審査（ヒアリング審査会）
6月上旬 : 委託業者決定、契約
: 事業実施、報告書作成・提出

※日程については、変更になることがありますので、その都度ご確認ください。

以上

<お問い合わせ>

〒060-0003 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 1-1 緑苑ビル 1 階
公益社団法人 北海道観光振興機構
誘客促進事業部 海外プロモーションG 担当：藤井
TEL: 011-231-6736
e-mail : h_fujii@visithkd.or.jp

「北海道観光成長市場開拓促進事業“フィリピン・ベトナムプロモーション”に係る

企画提案応募要領及び企画提案指示書

1. 目的

フィリピン市場からの訪日旅行者数は、平成 28 年度 347,860 人・ベトナム市場からは 233,763 人と旅行者数としては少ないものの年々増加し続けている。フィリピン・ベトナム共に訪日旅行者の目的は、ビジネスが大半であることから、観光地として認知されれば、フィリピンの人口 10,098 万人・ベトナムの人口 9,170 万人で規模を考えると、富裕層は相当いるものと推察され、訪日観光の可能性については非常に期待できる市場である。

本格的な訪日観光が定着するまでは時間を要するため、継続的に北海道の認知度を上げていく施策が必要である。そこで、今年度のフィリピン・ベトナム市場については、北海道の知名度向上と、現地の旅行会社に理解を深めてもらうため、現地へ赴き、旅行会社等を集めセミナーを開催する。

2. 業務実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構（※以下、「観光機構」という）が主体となり、民間企業等に委託して実施。

3. 企画提案応募条件等

単体企業または複数企業などによる連合体（以下「コンソーシアム」という）とし、単体企業等及びコンソーシアムの構成員は次のいずれかに該当すること。

(1) 道内に本・支店等を有する次の方であること。ただし、コンソーシアムの場合は構成員のうち 1 社以上が道内に本・支店等を有する場合は可とする。コンソーシアムの場合、別紙協定書を提出すること。

① 民間企業

② 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利法人

③ その他の法人、又は法人以外の団体等

(2) 提案事項を的確に実施する能力を有する者であること。

(3) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構にて業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること。

(4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。

4. 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

5. 委託期間及び業務スケジュール

委託期間：契約締結の日～平成 29 年 9 月 29 日（金）

業務スケジュール（予定）：

5 月 12 日（金）：公示・観光機構 HP に掲載

5 月 19 日（金）：企画提案参加表明 締切

6 月 2 日（金）：企画書提出 締切

6 月上旬：企画書提案の審査

6 月上旬：委託事業者決定、契約

業務開始、事業実施、報告書作成・提出

6. 業務委託内容（企画提案事項）

(1) 北海道セミナーと商談会の開催

フィリピン・ベトナム両国で、現地旅行会社・航空会社を集め、ランチミーティング、または、ティーや夕食会などを提供しながら、プレゼンテーション及び商談会を開催する。

・セミナー（2 時間程度）・商談会（2 時間程度）会場・レストラン等手配

・フィリピン・ベトナム 両国現地通訳を含めた必要スタッフの手配

・フィリピン・ベトナム 両国で旅行会社・航空会社へ参加に向けて事前に集客促進に努めること

・上記、セミナー・商談会参加を北海道側（機構会員）へ依頼・要請をすること。

開催国・都市

① フィリピン：マニラ

② ベトナム：ホーチミン

実施年月日

2017 年 8 月上旬

(2)プレゼンテーション用の資料作成

- ① 会議場等で北海道をPRする為のパワーポイント資料の作成
北海道の観光情報はもちろん、食に関する習慣の違い、日本ならではの温泉の入り方、など観光旅行の際、知っておくと役に立つ情報を集約する。
- ② パンフレット作成（フィリピン・ベトナム）
 - ・作成内容 モデルルート（道南・道央・道北・道東各エリア）、イベント情報、体験情報、地図、観光情報、二次交通（JR/高速バス、レンタカーなど）など
 - ※著作権など増刷や2次利用に係る各種権利は、観光機構に帰属するものとする。
 - 仕様 データ 印刷用データ（ai アウトライン無し）-英語版-・PDF
 - 印刷物 A5サイズ、カラー4色仕様、20P以上 印刷部数各500部（英語・ベトナム語）
 - 納品 USB（上記データ）及び印刷物

(3)アンケートの調査の実施と分析

フィリピン・ベトナムの旅行会社等を対象に北海道観光に関するニーズや不安材料などを分析し、北海道旅行を実現する為の調査を実施する。

(4)ノベルティの提案及び制作（購入）

- ・内容 : フィリピン・ベトナム人に喜ばれ誘客動機に繋がるもの。
- ・作成個数 : フィリピン500個 ベトナム500個 制作

(5)セールスコール

- ・フィリピン（マニラ）・ベトナム（ホーチミン）で旅行社、航空会社（LCC含む）へのアポイント及び通訳の手配をすること。（フィリピン・ベトナム共に3社以上）
- ・訪問時は必ず担当者及び通訳者は帯同訪問すること

(6)事業実施内容の報告書の作成

- ・事業終了後速やかに事業実施報告を書面で提出すること

(7)上記のセミナー、商談会でさらなる宣伝効果や誘客に効果が期待できる企画の提案・実施

7. 参加表明

企画提案を提出する意思がある場合は、期日までに参加表明すること。

- (1)表明期限：平成29年5月19日（金） 午後3時
- (2)表明先 : 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階
公益社団法人北海道観光振興機構 誘客推進事業部 海外プロモーションG
（担当：藤井・掛田）
FAX 011-232-6736
E-mail：藤井 h_fujii@visithkd.or.jp
掛田 m_kakeda@visithkd.or.jp
- (3)表明方法 文書でFAXまたはメールで行うこと（様式は任意、メール本文でも可）

8. 企画提案書及び見積依頼内容

企画提案を行う場合は、次により企画提案書を提出すること。

企画提案書作成にあたっては、企画提案事項及びその提案の考え方のほか、下記の項目について企画提案書に記載すること。

- (1) 企画提案事項の総括表
各提案事項をA4サイズ1枚に簡潔にまとめたものとする。
- (2) これまでの事業実績
会社等の業務内容の他、海外での観光プロモーション事業の実績について、過去3年分を記載すること。なお、観光機構事業の実績については、記載しないこと。
- (3) 業務実施体制
当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を明記し、具体的に記載すること。
なお、企画提案者の業務担当者名については、提出する企画提案書の1部のみに記載し、残りについては、「A」、「B」などといった表現を用いて記載すること。
- (4) 業務スケジュール
委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。
（委託業務は8月上旬を予定。）
- (5) 見積書
各国事業（フィリピン・ベトナム）の各明細を記載すること。
 - ① パワーポイント資料・パンフレット・ノベルティの作成
制作費、翻訳費、デザイン費、購入費など業務の遂行に必要な経費
 - ② 現地でのセミナー開催費用
会場使用料、飲食代、調査費、通訳費など業務の遂行に必要な経費
 - ③ その他諸経費
通信費、備品費、送料、運営管理費、旅費、調整費、通訳費、セールスコールに係る経費など業務の遂行に必要な経費※観光機構スタッフ旅費は見積に含めないものとする。

9. 予算上限額 3,250千円(消費税含む)

10. 企画提案書作成上の留意点

- (1) 様式の規格はA4縦版とする。ただし、全体的なイメージを伝えるうえで数ページA3用紙を折り込むことは可とする。
- (2) 企画提案は1者1提案とする。企画提案を行う者が、他の提案者の外注先または協力先となることは認めない。ただし、企画提案者でない者が、外注先または協力先として複数の提案に記載されていることは可とする。
- (3) 企画提案において外注先及び協力先を記載する際には、当該外注先及び協力先に対して、企画提案に記載することについて事前に承認を得ること。
- (4) 媒体の提案などで、A案・B案等と複数の案を記載している提案は審査対象外とする。
- (5) 本事業の事業費以外の費用を要するオプション事業の提案などは行わないこと。
- (6) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (7) 提出された企画提案書は返却しない。

11. 企画提案書の提出

- (1) 提出部数 5部
(会社名、業務従事者指名を記載したもの1部、記載しないもの4部)
- (2) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目 緑苑ビル1階
公益社団法人北海道観光振興機構 誘客推進事業部 海外プロモーショングループ
(担当：藤井・掛田)
電話 011-231-6736
- (3) 提出期限 平成28年6月2日(金) 午後5時
- (4) 提出方法 提出場所に持参または郵送(提出期限必着)すること。
ファクシミリ、メールでの提出は不可。

12. 企画提案に関するヒアリング

提出いただいた企画提案についてヒアリング審査は実施しない。

13. 企画提案の評価基準

企画提案は、次の項目を審査し、総合的に判断する。

- (1) 企画提案の目的適合性
フィリピン・ベトナムからの誘客促進に繋がる効果的な企画提案がされているか。
- (2) 実現性
事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案・スケジュールとなっているか。
- (3) 業務遂行能力
フィリピン・ベトナムでの一般消費者向けPR、旅行エージェントへの情報提供、協力関係構築、北海道旅行商品造成・販売支援及び北海道の情報発信を行うノウハウを備えた実施体制が確保され、業務を遂行する能力があると判断できるか。

14. 業務上の留意事項

- (1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、観光機構と受託者が協議して決定する。
- (2) 観光機構は受託者に対して、これまで取りまとめた資料等について、可能な範囲で提供する。
- (3) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- (4) 作成した北海道観光データ等に関して、観光機構のHPやイベントでの二次使用を認めることとし、見積金額にはその二次使用料、データ納品費を含めること。

15. その他

- (1) 提出された企画提案書は、参加要請者の選定及びプロポーザルの特定以外には、提出者に無断で使用しない。
- (2) 公正性、透明性、客観性を期するため、企画提案書は公表する場合がある。
- (3) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

以上

コンソーシアム協定書

(目的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光振興機構が発注する「北海道観光成長市場開拓促進事業（フィリピン・ベトナム市場）」（以下「本業務」という。）を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

(名称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「北海道観光成長市場開拓促進事業（フィリピン・ベトナム市場）」受託コンソーシアム（以下、「本コンソーシアム」という。）と称する。

(構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

- (1) _____
- (2) _____
- (3) _____

(幹事企業及び代表者)

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は、_____とする。
2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

(代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

(分担受託額)

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

(運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

(業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

(業務担当責任者及び業務従事者)

第10条 本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する業務担当責任者及び業務従事者を指名する。

(取引金融機関)

第11条 本コンソーシアムの取引金融機関は、_____とし、本コンソーシアムの代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の個別責任)

第12条 本コンソーシアムの構成員がその分担に係る本業務の執行に関し、当該構成員の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第13条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務途中における構成員の脱退)

第14条 構成員は、本コンソーシアムが業務を完了する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第15条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第16条 本コンソーシアムが解散した後においても、本業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(会計帳簿等の保存)

第17条 本業務に係る会計帳簿及び雇用関係書類等の関係書類は本業務が完了した日の属する年度の終了後5年間、_____が保存するものとする。

(協定書に定めのない事項)

第18条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(管轄裁判所)

第19条 本協定の紛争については、札幌地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

代表者幹事企業_____外____社は、上記のとおり本コンソーシアム協定を締結したので、その証として本正本____通及び副本1通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員が各1通を保有し、副本については委託契約書に添えて発注者に提出する。

平成 年 月 日

代表者 (所在地)
(名 称)

(代表者)

Ⓜ

構成員 (所在地)
(名 称)
(代表者)

Ⓜ

構成員 (所在地)

(名 称)
(代表者)

Ⓜ